

保育所等における保育の実施が行われない場合の 支給対象期間の延長に必要な確認資料について

育児休業の申出に係る子について、保育所等（注1）における保育の実施を希望し、申し込みを行っている（注2）が、その子が1歳に達する日（注3）又は1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合に支給期間の延長が可能です。

支給期間の延長を希望する場合は、支給申請書に確認資料を添付してください。

： 確認資料 ：

・市区町村が発行した保育所等の入所保留通知書など、当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類

※書面上で1歳に達する日（注3）又は1歳6か月に達する日の翌日の時点で保育が行われないことが明記されていることが必要です。

入所保留通知書等が発行されない場合や保育が行われないことが明記されていない場合



被保険者の「疎明書」が必要となります。

1歳に達する日又は1歳6か月に達する日の翌日において保育所等で保育がされていないことを記載したもの。（参考例あり）

※提出された資料で延長に係る要件が確認できない場合は、補足資料を追加添付のうえ再提出していただくことがあります。

例1）子が2月15日生まれ・1月の不承諾通知書・有効期限3月31日までと記載がある場合
申し込みの有効期限が3月31日までの意味であり、誕生日時点で保育所等に入所出来ない事実が確認できないため、疎明書が必要です。

例2）子が10月1日生まれ、9月の不承諾通知書が添付している場合
育児の延長の開始日が9月30日となるため、9月の不承諾通知書を添付される方が多いのですが、1歳に達する日（9月30日）の翌日（10月1日）時点の不承諾通知書が必要となります。

注1：保育所等とは児童福祉法第39条に規定する保育所等といい、いわゆる無認可保育施設は含まれません。

注2：あらかじめ1歳に達する日又は1歳6か月に達する日の翌日について保育所等における保育が実施されるよう申込を行っていない場合など復職の意思がない場合は該当しません。保育所等による保育の申込み時期等については、市区町村にご確認ください。

注3：パパ・ママ育休プラス制度により休業予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該休業終了予定日の翌日

電子で支給申請する際の問い合わせ先：雇用保険電子申請事務センター 飯田橋分室 ☎03-5803-9811

ハローワークに申請する場合は、管轄のハローワークにお問い合わせください。

